

第20回 定時株主総会 招集ご通知

日時：2024年3月26日(火曜日) 午前10時

受付開始 午前9時30分

場所：ホテル ルポール麹町（麹町会館）

2階「サファイアの間」

東京都千代田区平河町二丁目4番3号
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件

■事前の議決権行使について






インターネット又は書面によって議決権を行使することができます。

議決権行使期限：

2024年3月25日(月曜日)午後6時30分まで



目次

 招集ご通知	1
 株主総会参考書類	7
 事業報告	15
 連結計算書類・計算書類	37
 監査報告	41

rakumo株式会社

(証券コード 4060)

証券コード 4060
(発送日) 2024年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月1日

株 主 各 位

東京都千代田区麴町三丁目2番地
r a k u m o 株 式 会 社
代表取締役社長 御手洗 大 祐

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://investor.rakumo.com/ja/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスのうえ、<銘柄名（会社名）>に「r a k u m o」又は<コード>に当社証券コード「4060」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年3月25日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町（麹町会館） 2階「サファイアの間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第20期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。
- (4) インターネット等による議決権行使のご案内
インターネット等による議決権行使方法の詳細につきましては、＜インターネット等による議決権行使のご案内＞をご参照ください。

以上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://investor.rakumo.com/ja/ir.html>) に掲載させていただきますので、適宜同サイトより最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

#### ご来場される株主様へのお願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場内の株主席は適切な間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる座席数に限りがございます。
- ・ご来場株主様へのお土産や、お飲み物等をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年3月26日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)

### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月25日(月曜日)  
午後6時30分入力完了分まで

### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年3月25日(月曜日)  
午後6時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXX月XX日

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 議決権行使書 | 議決権の数 | 議決権の数 |
|        |       |       |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ロダイリ用紙コード

XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- ・インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



# インターネット等による議決権行使のご案内

行使  
期限

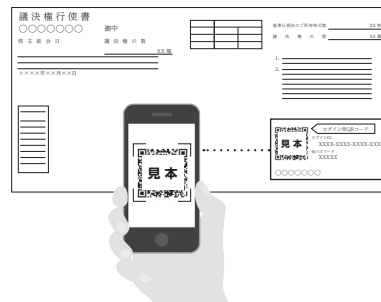
2024年3月25日（月曜日）  
午後6時30分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法

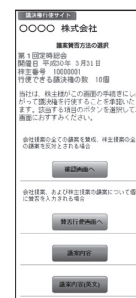
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

**1** 議決権行使ウェブサイトアクセス  
してください。

**2** 議決権行使書用紙に記載された「ロ  
グインID・仮パスワード」を入力  
しクリックしてください。

「ログインID・仮パ  
スワード」を入力

「ログイン」を  
クリック

**3** 以降は画面の案内に従って賛否をご  
入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                          | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                  | み たら い だ い すけ<br>御手洗 大 祐<br>(1972年4月21日)<br><br><b>再任</b> | 1996年4月 日本電信電話株式会社入社<br>1999年9月 バックテクノロジーズ株式会社設立 代表<br>取締役<br>2004年12月 株式会社日本技芸（現 当社）設立 代表<br>取締役社長<br>2005年4月 株式会社アイスタイル社外取締役<br>2018年4月 RAKUMO COMPANY LIMITED（ベトナム）会長（現任）<br>2019年3月 当社代表取締役社長CEO<br>2022年3月 当社代表取締役社長CEO兼COO<br>（現任）<br>2022年6月 株式会社gamba代表取締役（現任）<br>2023年7月 株式会社アイヴィジョン代表取締役<br>（現任） | 1,363,800株     |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>御手洗大祐氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2004年12月の当社設立以来、代表取締役として経営指揮を執り、当社グループの事業発展に貢献してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い見識、創業者としてのリーダーシップにより、当社グループのさらなる成長・発展に貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |



| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2         | い し だ か ず や<br>石 田 和 也<br>(1982年11月2日)<br><br><b>再 任</b>                                                                                                                                             | 2005年 4 月 株式会社アイ・デザイン・システムズ (現<br>株式会社ディー・ビー・アイ) 入社<br>2010年 4 月 株式会社日本技芸 (現 当社) 入社<br>2013年 9 月 当社プロダクト部長<br>2020年 1 月 当社執行役員プロダクト部長<br>2022年 3 月 当社取締役CTOプロダクト部長 (現任) | 5,000株                 |
|           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>石田和也氏を取締役候補者とした理由は、同氏がプロダクト開発における豊富な知識と経験を有しており、当社入社以来、プロダクト部門を牽引し、事業の発展に貢献してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い見識により、当社グループのさらなる成長・発展に貢献が期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。                    |                                                                                                                                                                         |                        |
| 3         | い し ぞ ね けん た<br>石 曾 根 健 太<br>(1987年5月18日)<br><br><b>新 任</b>                                                                                                                                          | 2013年 2 月 有限責任 あずさ監査法人入所<br>2016年 8 月 公認会計士登録<br>2022年 1 月 当社入社 経営管理部長<br>2023年 7 月 株式会社アイヴィジョン取締役 (現任)<br>2024年 1 月 当社執行役員経営管理部長 (現任)                                  | —                      |
|           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>石曾根健太氏を取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての監査法人における幅広い経験と、会計及び財務における豊富な知見を有しており、当社入社以来、経営管理部長として当社グループ全般における経営管理に尽力してまいりました。この経験を当社グループの経営や取締役会の意思決定に反映していただくことを期待し、新たに選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                         |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                | 氏 <small>ふ り が な</small> 名<br>(生年月日)                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 金子昌史 <small>かね こ まさ し</small><br>(1986年5月20日)<br><br><b>新任</b> <b>社外</b> | 2009年4月 JPモルガン証券株式会社入社<br>2015年4月 株式会社ストライプインターナショナル<br>入社<br>2018年6月 株式会社アドバンテッジパートナーズ入社<br>アドバンテッジアドバイザーズ株式会社<br>出向<br>2023年12月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社<br>ディレクター (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 ディレクター | -              |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>金子昌史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は事業会社や上場企業成長支援会社において、M&amp;A、経営企画、事業成長、生産性改善等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらをもとに経営全般の観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、新たに選任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏の選任が承認された場合には、報酬委員会の委員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                    |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金子昌史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 金子昌史氏は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社のディレクターであり、同社は当社と資本業務提携を行っております。
4. 金子昌史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ③ 役員等賠償責任保険 (D&O保険) の内容の概要」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 御手洗大祐氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社創世が保有する株式数も含めて記載しております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                          | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                              | <p>はた 美佐子<br/>秦 美佐子<br/>(1982年8月31日)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> | <p>2005年12月 優成監査法人（現太陽有限責任監査法人）<br/>入所</p> <p>2010年2月 公認会計士登録</p> <p>2010年10月 公認会計士秦美佐子事務所設立 所長<br/>(現任)</p> <p>2019年3月 当社常勤社外監査役（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>公認会計士秦美佐子事務所 所長</p> | —              |
| <p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>秦美佐子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                                               |                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                                                     | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                              | の 野<br>の ぐち よし なり<br>野 口 誉 成<br>(1971年4月3日)<br><br><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> | 1996年4月 日本オラクル株式会社入社<br>2001年4月 Oracle Corporation転籍<br>2006年4月 日本オラクル株式会社転籍<br>2014年12月 株式会社VOYAGE GROUP (現株式会社<br>CARTA HOLDINGS) 常勤社外監査役<br>(現任)<br>2016年6月 株式会社ピーシーデポコーポレーション<br>社外監査役 (現任)<br>2017年8月 当社社外監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社CARTA HOLDINGS 常勤社外監査役<br>株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外監査役 | -              |
| <b>【社外監査役候補者とした理由】</b>                                                                                                         |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 野口誉成氏を社外監査役候補者とした理由は、内部監査業務における長年の実務経験や、他社の常勤監査役及び非常勤監査役として豊富な経験を有しており、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。 |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 3                                                                                                                              | な が の れい や<br>中 野 玲 也<br>(1984年8月17日)<br><br><b>新任</b> <b>社外</b>                 | 2011年12月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)<br>2012年1月 森・濱田松本法律事務所入所<br>2019年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br>2019年12月 株式会社Amazia社外取締役 (現任)<br>2022年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>森・濱田松本法律事務所 パートナー                                                                                                            | -              |
| <b>【社外監査役候補者とした理由】</b>                                                                                                         |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 中野玲也氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。                                      |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。                                |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 秦美佐子氏、野口誉成氏及び中野玲也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 秦美佐子氏及び野口誉成氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって秦美佐子氏が5年、野口誉成氏が6年7ヶ月となります。
4. 当社は秦美佐子氏及び野口誉成氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、中野玲也氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ③ 役員等賠償責任保険 (D&O保険) の内容の概要」に記載のとおりであります。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、秦美佐子氏及び野口誉成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 候補者秦美佐子氏の戸籍上の氏名は、小野美佐子であります。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社における役員報酬制度の全般的な見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役の具体的な報酬金額及び付与株式数については、前年度の業績における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、報酬委員会が決定した内容に基づいて、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合でも同様となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、当社の取締役の地位から退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

## (2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

## (3) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に当社の取締役の地位から退任した場合には、任期満了である場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容の概要は事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、本議案に基づき1年間に発行又は処分される普通株式の総数は年10,000株を上限としており、発行済株式総数（2023年12月末時点）に対する希釈化率は0.17%程度と軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

# 事業報告

(2023年1月1日から)  
(2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、社会経済活動の正常化が進む中、設備投資等一部に足踏みがみられるものの、企業収益や雇用情勢に改善の動きが見られる等、緩やかに回復しました。先行きについては、雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されます。一方、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念等、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場での変動等の影響に十分注意する必要があります。依然として不透明な状況にあります。

当社グループが事業展開するソフトウェア業界におきましては、企業の生産性向上や業務効率化、テレワーク、DX等に関連したシステムへの投資需要拡大が引き続き見込まれます。ポストコロナでの「新しい働き方」の定着として政府は、テレワークの環境整備や活用、デジタル人材の育成、DXの加速等を進めております。

かかる状況のもと、当社は2023年5月にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社との間において、事業提携契約を締結するとともに、同社親会社及び同社を含むアドバンテッジパートナーズグループの役職員が間接的に出資するファンドに対して、第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

本事業提携及びファイナンスにより、当社の自己資本充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、同社から得られる経営戦略、事業戦略、人事戦略及びM&A戦略等に関するアドバイスにより経営改革を推し進めております。

また、2023年7月3日付で、企業の決算説明会等におけるIR動画や、会社紹介・サービス紹介動画を中心とした映像制作・配信事業を提供している株式会社アイヴィジョンの全株式を取得し、連結子会社といたしました。本連結子会社化により、当社グループ及び当社グループのパートナー網を活用し、同社サービスの利用社数拡大に取り組んでおります。加えて、同社が有する動画領域の特許技術や各種ノウハウを共有・吸収することで、当社グループのサービス開発・運営にも活かしてまいり所存です。



このような状況の中、当社グループは、『仕事をラクに。オモシロく。』というビジョンのもと、『次のいつもの働き方へ。』をミッションに掲げ、オフィスの生産性向上に貢献すべく、企業向けグループウェア製品「rakumo」、社内SNS型日報アプリ「gamba!」、IR動画配信システム「SmartVision IR」等の機能強化及び更なる拡販に注力しました。

販売面においては、各種展示会への出展や販売パートナーとのセミナー実施等、売上増加に向けた関係強化に取り組みました。また、インサイドセールス（電話やメール等を活用したりリード獲得）の内製化や、各種マーケティング施策にも積極的に取り組むことで、新たな案件創出に尽力しました。

加えて、クライアントニーズを勘案した既存製品の機能追加・改善や、製品の活用を促すための能動的なオンボーディング施策を実施する等、お客様満足度の向上や解約率の低減にも努めました。

費用面では、為替変動による影響や、子会社買収に伴うのれん償却額（顧客関連資産の償却費含む）の増加等があったものの、継続的な費用低減施策や、売上高の順調な成長により、売上原価率及び販管費率は改善いたしました。

なお、足元の為替相場における円安の著しい進行やインフレに伴い、サーバー費用や人件費を含む開発コスト、サービス提供費用等、各種費用の増加による事業環境の変化を受け、2024年4月1日より、一部rakumo製品の利用料金改定を行うことといたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,295,450千円（前連結会計年度比18.1%増）、営業利益は303,978千円（同30.9%増）、経常利益は296,851千円（同31.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は196,434千円（同6.4%増）となりました。

サービス別の状況は次のとおりであります。

(SaaSサービス)

rakumo関連サービスにおいては、2023年12月末のクライアント数は2,442社（2022年12月末比108社増）、ユニークユーザー数は563千人（同61千人増）となりました。

売上増加に向け、自社セミナーの開催、Google社や販売パートナー主催セミナーへの参加、展示会・カンファレンスイベント等への出展を行いました。また、パートナーの特徴に応じた顧客アプローチを行うことで、販売パートナーとの関係強化に取り組みました。インサイドセールスの内製化による柔軟・迅速な顧客対応の実施や、各種マーケティング施策にも積極的に取り組むことで、新たな案件創出に尽力しました。

加えて、クライアントニーズを勘案した既存製品の機能追加・改善や、製品間連携を訴求し

たパック製品の販売強化、顧客属性に応じた能動的なサポート・オンボーディング（活用促進）施策を実施することで、新規クライアントの獲得や、ユニークユーザー数及びユーザー1人当たり単価の増加に取り組みました。

また、社内SNS型日報アプリ「gamba!」、IR動画配信システム「SmartVision IR」等においても同様に、拡販に努めました。

この結果、SaaSサービスの売上高は1,173,587千円（前連結会計年度比22.1%増）となりました。

#### （ソリューションサービス）

当サービスにおいては、既存顧客への業務支援案件が安定的に推移したことに加え、SaaSサービスに関する導入支援案件等も継続的に受注できたことから、売上高は51,901千円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。

#### （ITオフショア開発サービス）

当サービスにおいては、SaaSサービスに注力したこと、また、本サービスの縮小も図ったことから、前期比で減少いたしました。

この結果、売上高は69,961千円（前連結会計年度比19.7%減）となりました。

#### サービス別売上高

| サービス区分        | 第19期<br>(2022年12月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第20期<br>(2023年12月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比  |       |
|---------------|----------------------------------|-------|----------------------------------|-------|-----------|-------|
|               | 金額                               | 構成比   | 金額                               | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| SaaSサービス      | 960,894千円                        | 87.6% | 1,173,587千円                      | 90.6% | 212,693千円 | 22.1% |
| ソリューションサービス   | 48,775                           | 4.4   | 51,901                           | 4.0   | 3,126     | 6.4   |
| ITオフショア開発サービス | 87,161                           | 7.9   | 69,961                           | 5.4   | △17,200   | △19.7 |
| 合計            | 1,096,831                        | 100.0 | 1,295,450                        | 100.0 | 198,619   | 18.1  |

#### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により500,000千円、第8回新株予約権の発行により6,919千円、新株予約権の行使により4,469千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年7月3日に株式会社アイヴィジョンの全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 17 期<br>(2020年12月期) | 第 18 期<br>(2021年12月期) | 第 19 期<br>(2022年12月期) | 第 20 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年12月期) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 822,422               | 963,779               | 1,096,831             | 1,295,450                          |
| 経 常 利 益 (千円)             | 113,084               | 221,619               | 225,500               | 296,851                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 125,222               | 188,748               | 184,552               | 196,434                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 31.36                 | 33.68                 | 32.34                 | 34.10                              |
| 総 資 産 (千円)               | 1,251,044             | 1,517,087             | 1,776,603             | 2,670,417                          |
| 純 資 産 (千円)               | 717,155               | 947,950               | 1,152,489             | 1,365,189                          |
| 1株当たり純資産 (円)             | 129.91                | 166.44                | 200.47                | 235.28                             |

(注) 1. 当社は、第17期から連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

3. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

4. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 17 期<br>(2020年12月期) | 第 18 期<br>(2021年12月期) | 第 19 期<br>(2022年12月期) | 第 20 期<br>(当事業年度)<br>(2023年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 822,422               | 963,779               | 1,054,168             | 1,138,919                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 79,513                | 199,683               | 232,731               | 266,758                          |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 92,654                | 167,961               | 186,403               | 185,772                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 23.20                 | 29.97                 | 32.66                 | 32.25                            |
| 総 資 産 (千円)      | 1,197,606             | 1,431,923             | 1,659,345             | 2,417,307                        |
| 純 資 産 (千円)      | 659,557               | 859,684               | 1,056,037             | 1,253,196                        |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 119.48                | 150.94                | 183.70                | 215.88                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2020年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金           | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                     |
|------------------------|---------------|----------|-----------------------------|
| RAKUMO COMPANY LIMITED | 4,165,600千VND | 100.0%   | ITオフショア開発                   |
| 株式会社 g a m b a         | 35,343千円      | 100.0%   | 社内SNS型日報共有アプリ「gamba!」の開発・販売 |
| 株式会社 アイヴィジョン           | 30,000千円      | 100.0%   | 映像制作・配信事業（リッチコンテンツプラットフォーム） |

(注) 2023年7月3日に株式会社アイヴィジョンの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりであります。

#### ① 既存サービスの強化による顧客満足度の向上と販売の拡大

当社グループの主要サービスである「SaaSサービス」が今後も継続的な成長を果たしていくためには、より幅広い業種・業態の顧客に選ばれるとともに、継続的に支持される必要があると考えております。そのためには、当該サービスの優位性となっているユーザビリティ（使いやすさ）の維持・向上が不可欠であると認識しております。

今後も顧客ニーズの変化を迅速に把握し、継続的なユーザー・インターフェースの改善、各種機能強化及び他社製品との連携といった製品機能強化に加え、顧客サポートの品質向上等により、市場優位性の保持に努めてまいります。

#### ② 販売パートナーとのリレーション強化

当社グループの主要製品である「rakumo」は、2010年のサービス提供開始時から販売パートナーとの関係構築を進めており、現在ではGoogle WorkspaceやSales Cloudを販売する企業を中心に100社以上の販売パートナー等を有しております。これら販売パートナーとの関係は、当社グループのサービス展開における優位性となっております。

今後も市場拡大が見込まれる中、当社グループが更なる成長を果たしていくためには、販売体制の強化及び知名度の向上が重要であると認識しております。そのため、販売パートナーの

新規開拓及び既存パートナーの深耕により、販売体制の強化を図ってまいります。また、販売パートナーがより当社製品を販売しやすくなるよう、展示会やセミナー等を実施するほか、個々の主要販売パートナーに合わせた対応を行ってまいります。

③ 自社販売体制（マーケティング含む）の更なる強化

当社グループは、主要製品である「rakumo」サービスが、Google WorkspaceやSales Cloudといったサービスとの連携の中で提供されるという性質上、Google社やセールスフォース社の顧客に向けたマーケティング・販売施策を主に実施しております。今後の更なる顧客認知と販売機会の獲得に向けて、現在実施しているインターネットマーケティングやイベント出展のほか、Google Workspace導入企業への当社からの積極的なアプローチやIT系メディアの露出を図る等、幅広い顧客に対する施策を検討してまいります。

また、これまでに獲得した顧客リード（見込み客）のうち、すぐには商談につながらないリードについては、商談につなげるための対策を十分に実施できておらず販売機会を逃すこともありましたが、マーケティングオートメーションの活用等により、顧客の検討意向を上げる情報提供を積極的に行ってまいります。

加えて、M&A等を通じて獲得した製品及び販売網を利用し、当社グループ全体として、クロスセル（複数製品販売）に取り組んでまいります。

④ 継続的な新サービスの提供及び投融資

当社グループが競争優位性を確保しながら持続的に成長するためには、前述した既存サービスの強化に加え、提供するサービス領域を拡大し、付加価値を高めていくことが重要であると考えております。

新サービスの開発や投融資（M&A）等を通じて、既存のGoogle Workspaceやsalesforceプラットフォーム上でのサービス強化に加え、プラットフォーム非依存のビジネスSaaS領域（情報・コミュニケーション系）でのビジネス拡大を企図しております。これらにより、当社グループ提供サービスのビジネスインフラとしての価値向上に努めるとともに、収益基盤の強化にも注力してまいります。

⑤ 優秀な人材の継続的な採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。当社グループのビジョン及び事業方針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に引き続き取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容** (2023年12月31日現在)

当社グループはITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、サービス別の事業内容は以下のとおりであります。

| サービス区分        | サービス内容                                                                                                  |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| SaaSサービス      | 企業向けグループウェア製品「rakumo」、社内SNS型日報共有アプリ「gamba!」、IR動画配信サービス「SmartVision IR」等の開発・販売のほか、他社ライセンスの代理店販売を行っております。 |
| ソリューションサービス   | 当社及び他社SaaSサービスの導入支援や業務支援等のソリューションサービスに加え、ライセンスサービスに関連した他社ハードウェアの販売等を行っております。                            |
| ITオフショア開発サービス | ラボ型のシステム開発をメインとしたITオフショア開発を行っております。                                                                     |

(6) **主要な事業所** (2023年12月31日現在)

① 当社

本社：東京都千代田区

② 子会社

RAKUMO COMPANY LIMITED 本社：ベトナム国ホーチミン市

株式会社gamba 本社：東京都千代田区

株式会社アイヴィジョン 本社：東京都渋谷区



(7) **従業員の状況** (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 96 (3) 名 | 1名増         |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー・アルバイト) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 57 (3) 名 | 6名増       | 37.4歳 | 5.2年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー・アルバイト) は、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2023年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 10,000千円 |

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,773,200株
- ③ 株主数 4,707名
- ④ 大株主

| 株主名                                           | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------------------------|----------|--------|
| 御手洗大祐                                         | 995,800株 | 17.24% |
| 田近泰治                                          | 526,500  | 9.11   |
| 株式会社創世                                        | 368,000  | 6.37   |
| アイ・マーキュリーキャピタル株式会社                            | 352,300  | 6.10   |
| 株式会社SBI証券                                     | 191,200  | 3.31   |
| HENNINGE株式会社                                  | 176,700  | 3.06   |
| 楽天証券株式会社                                      | 127,800  | 2.21   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                   | 85,200   | 1.47   |
| MSIP CLIENT SECURITIES                        | 78,300   | 1.35   |
| JP JPMSE LUX RE UBS AG<br>LONDON BRANCH EQ CO | 76,700   | 1.32   |

- (注) 1. 持株比率は自己株式(111株)を控除して計算しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
新株予約権の行使により、発行済株式の総数が24,300株増加しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                  | 第 4 回 新 株 予 約 権                      |                             |
|--------------------------------------------|------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |                  | 2017年10月18日                          |                             |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                  | 308個                                 |                             |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数        |                  | 普通株式 30,800株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)  |                             |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                  | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                  |                             |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                  | 新株予約権 1 個当たり 18,000円<br>(1株当たり 180円) |                             |
| 権 利 行 使 期 間                                |                  | 2019年10月19日から2027年10月18日まで           |                             |
| 行 使 の 条 件                                  |                  | (注) 2                                |                             |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数          | 308個<br>30,800株 (注) 3<br>2名 |

(注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

### 2. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることとする。
- (2) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
- ① 上場日から1年以内 40%
  - ② 上場日から2年以内 70%
  - ③ 上場日から2年後の日以降 100%
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
4. 2020年6月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

イ. 2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権  
第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 8,928個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 892,800株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり775円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の払込期日                             | 2023年5月29日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき 926円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使期間                             | 2023年5月30日から2028年5月29日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | (注)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使の条件                            | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。ただし、割当先は、行使価額に1.2を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる）を下回る場合には、本新株予約権を行使しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 割当先                                    | AASC P1, L.P.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| その他                                    | <p>当社は、割当先との間で2023年5月12日付で本新株予約権の行使について以下のとおり合意しております。なお、本新株予約権を割当先に割り当てた日は2023年5月29日であります。</p> <p>(1) 割当先は、2023年5月30日から2025年5月29日までの期間は、本新株予約権を行使しません。</p> <p>(2) 割当先は、本新株予約権に係る行使請求をしようとする日において当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本新株予約権の当該行使請求をしようとする日において有効な行使価額に1.2を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる）を下回る場合には、本新株予約権を行使しません。ただし、割当先が本新株予約権に係る行使請求をしようとする場合において、①当該行使により取得することとなる当社の普通株式の数と当該行使の時点までに割当先が取得した当社の普通株式の数の累計数が、②当該行使の時点までに割当先が売却した当社の普通株式の数の累計数を超えない範囲（なお、①の累計数が②の累計数を超過する場合であって、当該超過する数が、当該行使請求をしようとする日において有効な本新株予約権の1個当たりの目的となる当社の普通株式の数を下回る場合を含むものとし、）においては、割当先は、当該行使を行うことができます。</p> |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>そ の 他</p> | <p>(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、①当社の2023年12月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益又は経常損益が2期連続で損失となった場合、②当社の2023年12月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていないことが判明した場合、④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合、又は⑤当社が割当先の本新株予約権を行使することに合意した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。上記①乃至⑤のいずれかの要件を充足し、本新株予約権が行使可能となった場合には、プレスリリースにて開示いたします。</p> |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- . 2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。）に付された新株予約権

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社債に付された新株予約権の総数                     | 40個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                  | 普通株式 539,900株 (注) 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使時の払込金額                      | 1 出資される財産の内容及び価額 (算定方法)<br>(1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資する。<br>(2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額12,500,000円とする。<br>2 転換価額<br>各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる転換価額は、926円とする。                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使期間                          | 2023年5月30日から2028年5月25日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使の条件                         | 各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。ただし、割当先は、転換価額に1.2を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる）を下回る場合には、本転換社債型新株予約権を行使しない。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | (注) 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権付社債の割当先                        | AASC P1, L.P.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| その他                                 | 当社は、割当先との間で2023年5月12日付で本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しております。なお、本転換社債型新株予約権を割当先に割り当てた日は2023年5月29日であります。<br>(1) 割当先は、2023年5月30日から2025年5月29日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。<br>(2) 割当先は、本転換社債型新株予約権に係る行使請求をしようとする日において当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本転換社債型新株予約権の当該行使請求をしようとする日において有効な転換価額に1.2を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる）を下回る場合には、本転換社債型新株予約権を行使しません。 |

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">そ の 他</p> | <p>ただし、割当先が本転換社債型新株予約権に係る行使請求をしようとする場合において、①当該転換により取得することとなる当社の普通株式の数と当該転換の時点までに割当先が取得した当社の普通株式の数の累計数が、②当該転換の時点までに割当先が売却した当社の普通株式の数の累計数を超えない範囲（なお、①の累計数が②の累計数を超過する場合であって、当該超過する数が、当該行使請求をしようとする日において有効な本転換社債型新株予約権の1個当たりの目的となる当社の普通株式の数を下回る場合を含むものとします。）においては、割当先は、当該転換を行うことができます。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、①当社の2023年12月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益又は経常損益が2期連続で損失となった場合、②当社の2023年12月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていないことが判明した場合、④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合、又は⑤当社が割当先の本転換社債型新株予約権を行使することに合意した場合には、割当先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。上記①乃至⑤のいずれかの要件を充足し、本新株予約権が行使可能となった場合には、プレスリリースにて開示いたします。</p> |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。ただし、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                |
|---------------|-----------|--------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 御 手 洗 大 祐 | C E O 兼 C O O                                          |
| 取 締 役         | 西 村 雄 也   | C F O                                                  |
| 取 締 役         | 石 田 和 也   | C T O プ ロ グ ラ ヲ 部 長                                    |
| 取 締 役         | 樋 口 理     | アーキタイプ株式会社 監査役<br>リードプラス株式会社 社外取締役                     |
| 常 勤 監 査 役     | 秦 美 佐 子   | 公認会計士秦美佐子事務所 所長                                        |
| 監 査 役         | 野 口 誉 成   | 株式会社CARTA HOLDINGS 常勤社外監査役<br>株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外監査役 |
| 監 査 役         | 江 嶋 孝 二   | 北浜法律事務所 パートナー<br>株式会社インターオフィス 社外取締役                    |

- (注) 1. 取締役樋口理氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役秦美佐子氏、監査役野口誉成氏及び江嶋孝二氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役秦美佐子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役江嶋孝二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
6. 常勤監査役秦美佐子氏の戸籍上の氏名は、小野美佐子であります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。



### ③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役報酬の内容は、固定報酬と賞与から構成されております。固定報酬につきましては、業界水準、当社業績、各取締役に求められる職責及び能力等、諸般の事情を考慮し決定することとしております。賞与につきましては、当社業績及び各役員業績への寄与度を考慮し決定することとしております。なお、業績連動報酬については採用しておりません。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

監査役報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会において協議し、監査役全員の同意のもと、個別の報酬額を決定しております。監査役報酬の内容は、固定報酬のみで構成されており、業務分担の状況等を勘案し、決定することとしております。

#### ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。

監査役の報酬限度額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定に関して、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で委任しております。

a. 報酬委員会の構成

議長：代表取締役社長 C E O 兼 C O O 御手洗大祐

構成員：取締役 樋口理（社外取締役）、常勤監査役 秦美佐子（社外監査役）、  
監査役 野口誉成（社外監査役）、監査役 江嶋孝二（社外監査役）

b. 委任された権限の内容

役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬額の決定を行っております。

c. 権限を委任した理由

独立社外役員の適切な関与・助言を得て、個人別の報酬等の決定に関する手続きの妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保するためであります。

d. 報酬委員会の権限が適切に行使されるようするための措置

報酬委員会は代表取締役及び監査役を含む社外役員にて構成され、社外役員が過半数となっております。同委員会に出席する取締役は議決権を持ち、監査役はアドバイザーとして参加しております。同委員会において直接議論を交わし、出席取締役は監査役を含めた各意見を尊重したうえで、当該取締役の過半数をもって取締役の個人別の報酬額を決定することとしております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分                 | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |              |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|------------|-----------------------|
|                    |                   | 基本報酬              | 賞与           | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 47,945<br>(1,800) | 42,945<br>(1,800) | 5,000<br>(-) | -<br>(-)   | 4<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 8,100<br>(8,100)  | 8,100<br>(8,100)  | -<br>(-)     | -<br>(-)   | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 56,045<br>(9,900) | 51,045<br>(9,900) | 5,000<br>(-) | -<br>(-)   | 7<br>(4)              |

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役樋口理氏は、アーキタイプ株式会社の監査役及びリードプラス株式会社の社外取締役であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役秦美佐子氏は、公認会計士秦美佐子事務所の所長であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役野口誉成氏は、株式会社CARTA HOLDINGSの常勤社外監査役及び株式会社ピーシーデポコーポレーションの社外監査役であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役江嶋孝二氏は、北浜法律事務所のパートナー及び株式会社インターオフィスの社外取締役であります。同事務所及び同社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 樋 口 理   | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、情報通信業界での豊富な経験や、幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会全1回に出席し、各取締役の評価・報酬の適正な配分等につき適宜意見を述べ、客観的・中立的立場での監督機能を担っております。 |
| 監査役 秦 美 佐 子 | 当事業年度に開催された取締役会18回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                               |
| 監査役 野 口 誉 成 | 当事業年度に開催された取締役会18回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、内部監査における経験や、他社監査役としての豊富な知見に基づき、適宜発言を行っております。                                                                            |
| 監査役 江 嶋 孝 二 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                                       |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 和泉監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2023年3月27日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21,300千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,300   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 当社の連結子会社であるRAKUMO COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当社は現在、成長過程にあると考えており、事業の効率化と事業拡大のための投資等に内部留保資金を充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、今後の事業展開及び財務基盤強化のために必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、今後の経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

また、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

内部留保資金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、中長期的な事業拡大のための成長投資やM&A等の戦略的投資、財務体質強化のための財源として、有効に活用していく方針であります。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,985,819</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>733,289</b>   |
| 現金及び預金             | 1,888,966        | 買掛金                  | 43,902           |
| 売掛金                | 49,899           | 1年内返済予定の長期借入金        | 10,000           |
| 仕掛品                | 329              | 未払法人税等               | 65,361           |
| 貯蔵品                | 202              | 契約負債                 | 524,138          |
| その他                | 46,419           | 賞与引当金                | 4,143            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>672,433</b>   | その他                  | 85,743           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>22,319</b>    | <b>固 定 負 債</b>       | <b>571,937</b>   |
| 建物附属設備             | 17,852           | 転換社債型新株予約権付社債        | 500,000          |
| 工具、器具及び備品          | 4,466            | 繰延税金負債               | 59,394           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>573,266</b>   | 資産除去債務               | 11,205           |
| のれん                | 290,049          | その他                  | 1,336            |
| 顧客関連資産             | 201,163          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,305,227</b> |
| ソフトウェア             | 71,722           | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| ソフトウェア仮勘定          | 10,331           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,336,863</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>76,847</b>    | 資本金                  | 392,469          |
| 投資有価証券             | 17,677           | 資本剰余金                | 353,319          |
| 繰延税金資産             | 31,379           | 利益剰余金                | 591,243          |
| その他                | 27,790           | 自己株式                 | △169             |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>12,164</b>    | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>21,407</b>    |
| 社債発行費              | 6,691            | その他有価証券評価差額金         | 54               |
| 新株予約権発行費           | 5,473            | 為替換算調整勘定             | 21,352           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,670,417</b> | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>6,919</b>     |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,365,189</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,670,417</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    | 金 額       |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 1,295,450 |
| 売上原価            |        | 463,663   |
| 売上総利益           |        | 831,786   |
| 販売費及び一般管理費      |        | 527,807   |
| 営業利益            |        | 303,978   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 51     |           |
| その他の            | 174    | 226       |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 162    |           |
| 為替差損            | 3,038  |           |
| 社債発行費償却         | 1,029  |           |
| 新株予約権発行費償却      | 1,563  |           |
| 投資事業組合運用損       | 1,553  |           |
| その他の            | 6      | 7,354     |
| 経常利益            |        | 296,851   |
| 特別利益            |        |           |
| 受取和解金           | 989    | 989       |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 297,840   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 76,291 |           |
| 法人税等調整額         | 25,113 | 101,405   |
| 当期純利益           |        | 196,434   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | -         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 196,434   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,674,682</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>654,007</b>   |
| 現金及び預金             | 1,532,613        | 買掛金                  | 49,103           |
| 売掛金                | 44,827           | 1年内返済予定の長期借入金        | 10,000           |
| 仕掛品                | 329              | 未払金                  | 23,566           |
| 貯蔵品                | 202              | 未払費用                 | 15,212           |
| 前払費用               | 37,848           | 未払法人税等               | 65,091           |
| 関係会社短期貸付金          | 50,000           | 預り金                  | 5,057            |
| その他                | 8,860            | 契約負債                 | 458,578          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>730,459</b>   | 賞与引当金                | 4,143            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>19,208</b>    | その他                  | 23,254           |
| 建物附属設備             | 15,427           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>510,103</b>   |
| 工具、器具及び備品          | 3,781            | 転換社債型新株予約権付社債        | 500,000          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>80,402</b>    | 資産除去債務               | 8,766            |
| ソフトウェア             | 70,071           | その他                  | 1,336            |
| ソフトウェア仮勘定          | 10,331           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,164,110</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>630,848</b>   | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| 投資有価証券             | 17,677           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,246,222</b> |
| 関係会社株式             | 563,800          | 資本金                  | 392,469          |
| 敷金                 | 23,918           | 資本剰余金                | 353,319          |
| 繰延税金資産             | 25,452           | 資本準備金                | 323,319          |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>12,164</b>    | その他資本剰余金             | 30,000           |
| 社債発行費              | 6,691            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>500,602</b>   |
| 新株予約権発行費           | 5,473            | その他利益剰余金             | 500,602          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,417,307</b> | 繰越利益剰余金              | 500,602          |
|                    |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△169</b>      |
|                    |                  | 評価・換算差額等             | 54               |
|                    |                  | その他有価証券評価差額金         | 54               |
|                    |                  | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>6,919</b>     |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,253,196</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,417,307</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,138,919 |
| 売上原価         | 466,039   |
| 売上総利益        | 672,879   |
| 販売費及び一般管理費   | 405,185   |
| 営業利益         | 267,694   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 914       |
| 業務受託料        | 3,000     |
| その他          | 52        |
| 合計           | 3,966     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 162       |
| 為替差損         | 593       |
| 社債発行費償却      | 1,029     |
| 新株予約権発行費償却   | 1,563     |
| 投資事業組合運用損    | 1,553     |
| その他          | 0         |
| 合計           | 4,902     |
| 経常利益         | 266,758   |
| 税引前当期純利益     | 266,758   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 75,841    |
| 法人税等調整額      | 5,144     |
| 当期純利益        | 185,772   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

r a k u m o株式会社

取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 飯田 博士  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 石田 真也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、r a k u m o株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、r a k u m o株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

r a k u m o株式会社  
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

|                |       |    |    |
|----------------|-------|----|----|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 飯田 | 博士 |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石田 | 真也 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、r a k u m o株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び会計監査人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月16日

|                  |       |
|------------------|-------|
| r a k u m o 株式会社 | 監査役会  |
| 常勤社外監査役 秦        | 美佐子 ㊟ |
| 社外監査役 野 口        | 誉 成 ㊟ |
| 社外監査役 江 嶋        | 孝 二 ㊟ |

# 株主総会会場ご案内図

会場：ホテルルポール麹町（麹町会館）  
2階「サファイアの間」  
東京都千代田区平河町二丁目4番3号  
TEL (03) 3265-5365



- ◎地下鉄 有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分
- ◎地下鉄 有楽町線・半蔵門線「永田町駅」5番出口より徒歩5分
- ◎地下鉄 南北線「永田町駅」9a番出口より徒歩5分